
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	他の基準等の改正又は修正

本資料の目的

1. 現在審議中である時価の算定に関する会計基準に係る公開草案（以下、「公開草案」という。）では、金融商品等の時価を国際的な会計基準と整合するように定義し、具体的な算定のガイダンスを定めている。現行の会計基準の中には、「時価」やそれと関連する用語を用いている基準があり、それらについても改正する必要が生じ得る。本資料では、当該改正に関する方針を説明する。
2. なお、IFRS 第 13 号における「公正価値」について、現状、「時価」に置き換えることで審議を進めており、本資料はそれを前提とする。

改正対象となり得る用語

3. 現在の検討中の公開草案では、時価を以下のように定義している。

「時価」とは、算定日において市場参加者で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。
4. 現行の会計基準等では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 6 項において、時価を次のように定義している。

時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。
5. 金融商品の時価の定義を第 3 項の定義に置き換える場合、「市場価格(に基づく価額)」、「合理的に算定された価額」についても定義から削除されることとなり、これらの用語は他の基準等で多く使用されているため、改正の要否を検討する必要があると考えられる。

改正の対象となり得る会計基準等

6. 当委員会の会計基準等及び日本公認会計士協会が公表している実務指針等のうち改正の検討が必要となるのは、別紙のとおりである。

7. 日本公認会計士協会の実務指針等（会計に関する部分、業種別委員会報告は除く。）については、修正案が固まり次第、日本公認会計士協会に対して改正を依頼する予定である。

本日の検討

8. 本日は、公開草案が対象としている金融商品の主たる基準である金融商品会計基準（審議事項(3)-6）、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（審議事項(3)-7）の改正又は廃止について審議する。

ディスカッション・ポイント

事務局が提案する改正に係る基本的な方針についてご意見があれば伺いたい。

以 上

別紙：改正の対象となり得る会計基準等

1. 企業会計基準委員会が開発した会計基準等

(1) 内容面の検討を要するもの

No.	基準名
1	企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」
2	企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
3	実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
4	実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」
5	実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」
6	企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
7	企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
8	企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

(2) 特に内容面の検討を要せずに形式的に修正が可能と考えられる主なもの

No.	基準名
1	企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある複合金融商品」
2	企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」
3	企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」
4	企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

2. 日本公認会計士協会が公表した実務指針等

(1) 内容面の検討を要するもの（会計に関する部分（業種別委員会報告は除く））

No.	基準名
1	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」
2	会計制度委員会報告「金融商品会計に関するQ&A」
3	会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
4	監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」

以 上